石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

有限会社山崎工務店 輪島市門前町道下8-61

2 指名停止期間

令和3年9月14日から令和3年9月27日まで(2週間)

3 指名停止事由

令和3年8月30日、奥能登土木総合事務所発注の「二級河川八ヶ川 広域河川改修工事(河道掘削2工区)(余裕期間対象工事)」の現場撤去作業において、ロードマット(敷鉄板)をパワー・ショベルでトラックへ積み込んでいたところ、吊り具が外れ、荷台上で積み込み作業を行っていた作業員の左足がロードマット(敷鉄板)の間に挟まり、骨折した。

穴水労働基準監督署は、9月3日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱 別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

| 措置要件 | 期間 |
|--|-------------|
| (工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不 適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷 者を生じさせたと認められるとき。 | 2週間以上 4箇月以内 |

土木部監理課 入札·契約G

担 当 大野

内 線 5023

外 線 076-225-1712